



制定日 1999/11/04

改訂日 2020/07/08

安全データシート (SDS)

1. 製品および会社情報

製品名 クリントールG
 製品の種類 粘着ゴムロール用クリーニング溶剤(クリーンダッシュェロール専用)

会社名 テクノロール株式会社
 所在地 〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ3-4-5
 担当部門 技術本部 化学部門
 電話番号 0725(53)3933
 F A X 番号 0725(53)3922
 E-Mail tech@technoroll.co.jp
 管理No. No. MD-CTG08

2. 危険有害性の要約

<GHS分類>

物理化学的危険性	分類対象外	
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	分類できない
	急性毒性(吸入:気体)	分類対象外
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	分類できない
	皮膚刺激・腐食性	区分2
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分1
	生殖毒性	区分2
	標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分1(中枢神経系、呼吸器) 区分3(麻酔作用、気道刺激性)
	標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分1(中枢神経系、肝臓、生殖器(男性))
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性・急性	区分2
	水生環境有害性・慢性	区分3
国/地域情報	下水道法 0.2mg/L以下	

注) 記載なきGHS分類区分: 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H332 : 吸入すると有害 H302 : 飲み込みと有害 H315 : 皮膚刺激 H319 : 強い眼刺激 H350 : 発がんのおそれ H361 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い H370 : 臓器の障害 (中枢神経系, 呼吸器) H335+H336 : 呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気又はめまいのおそれ (麻酔作用) H372 : 長期にわたる、または、反復暴露により臓器の障害

環境に対する有害性	H401 : 水生生物に毒害 H412 : 長期継続的影響によって水生生物に有害
-----------	---

<注意事項> 安全対策

- P201 : 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P260 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- P261 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- P264 : 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P270 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P273 : 環境への放出を避けること
- P280 : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- P281 : 指定された個人用保護具を使用すること。

緊急措置

- P302+P352 : 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。
- P304+P340 : 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 : 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P311 : 暴露又は暴露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。
- P308+P313 : 暴露又は暴露の懸念がある場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
- P301+P312 : 飲み込んだ場合 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- P314 : 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- P321 : 特別な処置が必要である。
- P332+P313 : 皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
- P337+P313 : 眼の刺激が続く場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
- P362+P364 : 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管方法

- P403+P233 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- P405 : 施錠して保管すること。

廃棄方法

- P501 : 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名

成分	化学式	CAS No.	含有量
塩素化炭化水素系溶剤	-	-	98-90%
ソルベントナフサ	-	-	10-2%
安定剤	-	-	1%未満
界面活性剤	-	-	1%未満

4. 応急措置

一般的な応急措置

気分が悪い時は、医師の診察/手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

周辺設備に適した消火剤を使用する。

特有の危険有害性

加熱すると容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火を行う者への勧告

特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火を行う者の保護

防火服/防炎服/耐火服を着用すること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
 消火作業従事者は全面型陽圧の自給式呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

回収が終わるまで十分な換気を行う。

適切な保護具を着用する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

不活性の物質（乾燥砂、土など）に吸収させて、容器に回収する。

二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

7. 取扱および保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(火災・爆発の防止)

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

局所排気、全体換気

排気/換気設備を設ける。

注意事項

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣又は保護面を着用すること。

保護眼鏡/保護面を着用すること。

取扱中は飲食、喫煙してはならない。

取扱後はよく手を洗うこと。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

容器を密閉しておくこと。

施錠して保管すること。

直射日光を避け、換気の良い冷暗所（または暗所）で保管する。

8. 暴露防止措置

管理濃度 : 塩素化炭化水素系溶剤 50ppm

許容濃度 : 日本産業衛生学会(2013) 塩素化炭化水素系溶剤 許容濃度 50 ppm

日本産業衛生学会(2005) ソルベントナフサ 許容濃度 25 ppm

設備対策 : 密閉された装置、機器又は局所排気装置を設ける。

取扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。

保護具 : <呼吸用保護具> 有機ガス用防毒マスク、自給式空気呼吸器(火災時)

<保護眼鏡>	側板付き安全眼鏡
<保護手袋>	耐溶剤性のゴム手袋(不浸透性)
<保護衣>	耐溶剤性の保護衣、保護長靴、保護前掛け

9. 物理的および化学的性質

形状	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: やや甘い芳香臭
沸点	: 45°C
蒸気圧	: 43.9kPa(20°C)
比重	: 1.34(20°C)
溶解度(水)	: 水に難溶、有機溶剤と自由に混合
引火点	: なし
発火点	: 662°C
爆発限界	: 上限 22%、下限 14%(空気中)
可燃性	: なし
発火性	: なし(自然発火性、水との反応性)
酸化性	: なし
自己反応性	: なし
爆発性	: 蒸気は空気より重く、低所に停滞して爆発性混合ガスを作り易い。

10. 安定性および反応性

反応性

データなし

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

危険有害反応可能性

加熱または燃焼、ならびに高温面と接触すると、分解する。塩化水素、ホスゲンおよび一酸化炭素を含む、有毒で腐食性のフェームを生じる。強酸化剤、強塩基およびアルミニウム粉末、マグネシウム粉末などの金属と激しく反応する。火災や爆発の危険を生じる。ある種のプラスチック、ゴムおよび被覆剤を侵す。

避けるべき条件

混触危険物質との接触。

火源との接触。

混触危険物質

強塩基、強酸化性物質、及びアルミニウム粉末、マグネシウム粉末などの金属

危険有害な分解生成物

炭素酸化物、塩化水素、ホスゲン

11. 有害性情報

情報なし

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)	: 区分3(C a P S A R(1993))
水生環境有害性(長期間)	: 区分外(既存化学物質安全点検データ)

オゾン層への有害性 : データなし(モントリオール議定書の付属書には列記されていない)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

特別管理産業廃棄物に該当する。

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処理を委託する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

堅牢で容易に変形、破損しない容器に入れて輸送する。容器の液漏れの無いことを確かめ荷崩れの防止を確実にを行う他、当データシートの取り扱い、保管上の注意事項を参照する。

〈海上規則情報〉 船舶安全法の規定に従う

〈航空規則情報〉 航空法の規定に従う

〈陸上規則情報〉 消防法の規定に従う

15. 適用法令

・化学物質審査規制法 : 旧第3種監視化学物質(旧法第2条第6項) ジクロロメタン
旧第2種監視化学物質(旧法第2条第5項) ジクロロメタン

・労働安全衛生法 :

変異原性が認められた既存化学物質 (第57条の5、労働基準局長通達) ジクロロメタン

健康障害防止指針公表物質 (第28条第3項、厚労省指針公示) ジクロロメタン

特定化学物質障害予防規則 特定化学物質 第2類 特別有機溶剤等 特別管理物質 ジクロロメタン

名称等を表示すべき危険物及び有害物 (第57条第1項) ジクロロメタン

名称等を通知すべき危険物及び有害物 (第57条第2項) ジクロロメタン トリメチルベンゼン

作業環境評価基準 (第65条の2第1項) ジクロロメタン

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等 (特定化学物質障害予防規則第2条第1項) ジクロロメタン

危険性又は有害性等を調査すべき物 (第57条の3) ジクロロメタン

リスクアセスメントを実施すべき危険有害物 (第57条の3) トリメチルベンゼン

・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法):

別表第1 第186号 第1種指定化学物質 ジクロロメタン (含有率:98-90%)

第296号 第1種指定化学物質 トリメチルベンゼン (含有率:1%未満)

・水質汚濁防止法 :

有害物質 (第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) ジクロロメタン

・土壌汚染対策法 :

特定有害物質 (第2条第1項、施行令第1条) ジクロロメタン

・大気汚染防止法 :

揮発性有機化合物 (第2条第4項) ジクロロメタン トリメチルベンゼン

有害大気汚染物質/優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) ジクロロメタン
自主管理指針対象物質(環境庁通知) ジクロロメタン

- ・船舶安全法 :
毒物類・毒物 クラス6. 1 ジクロロメタン
- ・航空法 :
毒物類・毒物 クラス6. 1 ジクロロメタン
- ・海洋汚染防止法 :
有害液体物質 別表第1 Y類物質 ジクロロメタン
有害液体物質 別表第1 X類物質 トリメチルベンゼン
- ・水道法 :
有害物質(第4条第2項)、水質基準(平15省令101号) ジクロロメタン
- ・下水道法 :
水質基準物質(第12条の2第2項、施行令第9条の4) ジクロロメタン
- ・労働基準法 :
がん原性化学物質(第75条第2項、施行令則第35条別表第1の2第7号) ジクロロメタン
疾病化学物質(第75条第2項、施行令則第35条別表第1の2第4号1) ジクロロメタン
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 :
特別管理産業廃棄物(第2条第5項、施行令第2条の4)

16. その他情報

荷姿 : 20L金属丸缶容器入り

注釈 : 本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。

また、注意事項は通常の実用性を対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

本製品のもつ特性に関しての、品質保証を意味するものではありません。